県北ソフトボール協会表彰規定

- 第1条 ソフトボールの発展に著しい功労のあった者、または県大会以上の大会に出場して優秀な成績を収め、技術および態度など特に表彰に値する者があった場合は、理事会において審議し、会長が決裁する。
- 第2条 前条による表彰は次の種別とする。
 - (1) 功 労 賞
 - (2) 優秀チーム賞
 - (3)優秀指導者賞
 - (4) 感謝狀贈呈
- 第3条 表彰の方法は、表彰状、感謝状を贈ることとする。 但し、必要と認めた場合は記念品を添えることができる。
- 第4条 表彰の基準は次のとおりとする。
 - (1) 功 労 賞

県北協会役員として10年以上本協会の運営に精励し、県北ソフトボールの普及・ 発展に関する業務において著しく功績を挙げた者。またはこれに準じる者。

- (2) 優秀チーム賞 次に該当するチーム。
 - (ア) 全国大会出場
 - (イ) 東北大会優勝
 - (ウ) 県大会3年連続優勝
 - (エ) 県大会3回連続優勝
- (3)優秀指導者表彰
 - ① 第4条(2)のチームの監督またはこれに準じる者。
 - ② 同一チームからの表彰者は当該年度1名とする。
 - ③ 異なる種別での重復受賞は認める。

但し、(1)、(2)、(3)で県協会受賞した場合を除く

- (4) 感謝状贈呈県北ソフトボール協会の振興に尽力し、著しく功績を挙げた者。
- 第5条 該当者の推薦書については、別紙推薦書により会長宛内申する。
- 第6条 表彰は、原則として評議員会において行う。
- 第7条 平成3年3月16日より施行する。

(付 則)

- 1. 平成26年 3月16日 一部変更
- 2. 平成31年 3月17日 一部変更

県北ソフトボール協会表彰規定の一部改定について

【改定前】

第4条 表彰の基準は次のとおりとする。

- (2)優秀チーム賞 次に該当するチーム。
 - (ア) 全国大会出場
 - (イ) 東北大会優勝
 - (ウ) 県大会3年連続優勝
 - (エ) 県大会3回連続優勝
- (3)優秀指導者表彰

第4条の第2項のチームの監督またはこれに準じる。

但し、(1)、(2)、(3)で県協会受賞した場合を除く

【改定後】

第4条 表彰の基準は次のとおりとする。

- (3)優秀指導者表彰
 - ① 第4条(2)のチームの監督またはこれに準じる者。
 - ② 同一チームからの表彰者は当該年度1名とする。
 - ③ 異なる種別での重復受賞は認める。

但し、(1)、(2)、(3)で県協会受賞した場合を除く